

## 安芸市就学援助制度のご案内



### 1 就学援助制度について

安芸市では、経済的理由によりお子様の就学が困難な場合に、授業に必要な学用品や、学校給食などの費用を教育委員会が援助しています。

### 2 援助の対象となる経費

- ① 入学に必要な学用品（新小学一年生または、新中学一年生のみ）
- ② 授業に必要な学用品 ③学校給食費 ④校外活動費
- ⑤PTA 会費 ⑥生徒会費・部活動費（中学生のみ）

●支給方法は、申請者の口座へ振り込みとなります。

●新入学用品費（上記の①）の支給については、入学前に就学援助制度を利用して支給を受けた方は、入学後に支給を受けることはできません。



### 3 援助の対象となる保護者

国公立小中学校に在籍している、安芸市在住のお子様の保護者で、以下の(1)または(2)に該当する保護者。（※特別支援教育就学奨励費との重複支給はできません）

(1) 要保護（生活保護）者に準ずる程度に生活が困窮している方。

■対象となる所得状況のめやす

家族数	家族構成(例)	所得額
5人	父(40歳) 母(35歳) 子(14歳) 子(12歳) 子(6歳)	341万円程度
4人	父(40歳) 母(35歳) 子(13歳) 子(6歳)	278万円程度
3人	父(30歳) 母(30歳) 子(6歳)	209万円程度
2人	母(30歳) 子(6歳)	152万円程度

家族構成・年齢・社会保険料等によって増減しますので、あくまでめやすです。

**★世帯で判定しますので扶養家族などで収入が無い場合も必ず保護者等の皆様は、令和5年中の収入申告を、事前に市役所税務課市民税係でお済ませください。**

(2) 次の①～⑧のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた方
- ② 地方税法第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税者(障害者、寡婦等)
- ③ 市民税の減免の措置を受けた方（前年度に所得がなかった方、老年者、障害者等低所得者）
- ④ 個人の事業税の減免（天災等によるもの）を受けた方
- ⑤ 固定資産税の減免（天災等によるもの）を受けた方
- ⑥ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた方
- ⑦ 職業安定所登録等の日雇労働者の方
- ⑧ 上記以外に、特別の事情がある者として学校長、民生委員の意見がある方

### 【ご注意ください】

(1)と(2)に該当した場合であっても、下記の場合は援助の対象から外れますので、ご注意ください。

- 市外に転出される場合
- 生活保護を受けることとなった場合

※援助費支給後に上記に該当することとなった場合は、援助費の一部または全部を返還していただくことになります。

申請後、上記に該当することとなった場合は、必ず安芸市教育委員会にご連絡ください。

## 4 申請手続き

4月分から援助を受けたい方は、以下の提出書類を提出期限までに、お子様の在籍校または安芸市教育委員会にご提出ください。

- 提出書類 ①安芸市就学援助費支給認定申請書
    - ②借家等にお住まいの方は、賃貸借契約書等、賃貸借契約が確認できる書類（援助対象の審査に必要となります）
- ※小学生と中学生のお子様がいる場合は、別々に申請してください。（例）長男:中学3年生、次男:小学5年生の場合、中学生分(長男)を1部、小学生分(次男)を1部、合計2部の申請書類を提出してください。
- ※別世帯の方と同居されている場合は、別世帯の方の申請書裏面の『安芸市就学援助費の認定審査に係る調査の同意書』への別世帯の方の同意をお願いします。
- 提出先 お子様の在籍している学校または、安芸市教育委員会
  - 提出期限 令和6年4月22日(月)  
提出期限を過ぎますと、4月からの認定ができない場合があります。

## 5 今後の流れ

- ① 5月中に、安芸市教育委員会より、申請書を受け付けたことを郵送でお知らせします。（申請したにも関わらず通知がない場合は下記へお問合せください）
- ② 6月中に、審査を行います。
- ③ 7月上旬に、審査結果を学校経由でお送りします。
- ④ 7月下旬に、申請者の口座に援助費をお支払いします。



## 6 問い合わせ先

安芸市教育委員会 学校教育課 電話 0887-35-1021